

令和6年9月9日

報道関係者 各位

## 島原城周辺市道の交通規制について

標記のことについて、下記のとおり市道の交通規制を開始しますのでお知らせします。

### 記

1. 日 時 令和6年10月1日
2. 場 所 島原城周辺市道の一部  
〔市道 東城内線【東堀端通り(一部) 及び 南堀端通り】〕
3. 概 要 一方通行の開始

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



担当：島原市建設部道路課 建設改良班  
担当：谷崎・丸田  
電話：直通 0957-62-8023  
E-mail：doro@city.shimabara.lg.jp



# 交通規制が変わります

令和6年10月1日

市道東城内線〔通称:東堀端通り(一部)と、南堀端通り〕が

**一方通行**となります。 ※軽車両も規制対象となります。

